

令和 7 年度 第1号被保険者介護保険料段階別金額表

(前年とは令和6年中です)

段階	段階の説明				年間保険料額	(例) 令和7年7月15日に転出したの方の年間保険料
第1段階	・生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・本人及び世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の「課税年金収入額」＋「合計所得金額（公的年金等の雑所得は除く）」が80万9,000円以下				21,540円 (基準額×0.285)	5,380 円 (4月～6月まで)
第2段階	本人が市民税非課税世帯	非市民税世帯	本人の前年の「課税年金収入額」＋「合計所得金額（公的年金等の雑所得は除く）」	80万9,000円を超え120万円以下	36,660円 (基準額×0.485)	9,160 円 (4月～6月まで)
第3段階				120万円超	51,780円 (基準額×0.685)	12,940 円 (4月～6月まで)
第4段階				80万9,000円以下	68,040円 (基準額×0.90)	17,010 円 (4月～6月まで)
第5段階				80万9,000円超	75,600円 (基準額)	18,900 円 (4月～6月まで)
第6段階	本人が市民税課税	市民税世帯	合本人所得前金額の	120万円未満	90,720円 (基準額×1.2)	22,680 円 (4月～6月まで)
第7段階				120万円以上210万円未満	98,280円 (基準額×1.3)	24,570 円 (4月～6月まで)
第8段階				210万円以上320万円未満	113,400円 (基準額×1.5)	28,350 円 (4月～6月まで)
第9段階				320万円以上420万円未満	128,520円 (基準額×1.7)	32,130 円 (4月～6月まで)
第10段階				420万円以上520万円未満	143,640円 (基準額×1.9)	35,910 円 (4月～6月まで)
第11段階				520万円以上620万円未満	158,760円 (基準額×2.1)	39,690 円 (4月～6月まで)
第12段階				620万円以上720万円未満	173,880円 (基準額×2.3)	43,470 円 (4月～6月まで)
第13段階				720万円以上	181,440円 (基準額×2.4)	45,360 円 (4月～6月まで)

※10円未満切捨

保険料の納付が困難になったときは・・・

- ・災害などにより住宅・家財に著しい損害を受けたり、解雇などで世帯の収入が著しく減少したときなどは、申請することにより介護保険料が猶予や減免される場合があります。
※申請期限 (ア) 普通徴収・・・各納期限の7日前まで
(イ) 特別徴収・・・保険料納入月（年金支給月）の前々月の1日まで
- ・市の窓口では、納税相談をいつでも受け付けています。現在の状況をお聞きし、それぞれの事情にあった納付計画を一緒に考えていきます。
市役所税務課 収納対策室 ☎(0254) 53-3361 (直通)

御不明な点等がございましたら、お気軽に下記まで御連絡ください。

【問い合わせ先】

村上市役所

(本庁) 村上市 税務課 市民税室 ☎(0254) 75-8949 (直通)
(支所) 荒川支所 地域振興課 市民生活室 ☎(0254) 62-3103 (直通)
神林支所 地域振興課 市民生活室 ☎(0254) 66-6112 (直通)
朝日支所 地域振興課 市民生活室 ☎(0254) 72-6885 (直通)
山北支所 地域振興課 市民生活室 ☎(0254) 77-3112 (直通)

介護保険料

第1号被保険者介護保険料が変更になりましたので、『介護保険料納入（更正）通知書 兼 特別徴収開始（停止）通知書』をお送りいたします。

同封の『介護保険料納入（更正）通知書 兼 特別徴収開始（停止）通知書』の見方と制度のしくみについて説明します。

※『介護保険料納入（更正）通知書 兼 特別徴収開始（停止）通知書』の裏面も御覧ください。

次のいずれかに該当する方にお送りしておりますので、通知書や納付書を御確認の上、保険料を納めてください。

①転出やお亡くなりになるなどして資格を喪失された方は・・・
加入月数に基づいて再計算した保険料額をお知らせいたします。

②修正申告や所得の判明などにより所得などが変わった方は・・・
変更後の所得状況などに基づいて再計算した保険料額をお知らせいたします。

③その他の変更があった方は・・・
変更後の状況などに基づいて再計算した保険料額をお知らせいたします。

◇年金から保険料を納めていただいている方で、
保険料が増額になった場合・・・年金での納付とあわせて、納付書か口座振替でも納めていただけます。
保険料が減額になった場合・・・納め方が変わって、納付書か口座振替で納めていただけます。

◇保険料が減額になったために還付金が発生した場合は、振込等につきまして、後日お知らせを差し上げます。

◇詳しくは、2・3ページを御覧ください。

介護保険料の納め方について

- ・納付書で納付する方は、同封の納付書で、期限内に納めてください。
- ・同封の納付書は、ミシン目以外で折り曲げないように保管してください。
- ・口座振替で納付する方は、納期限の日にお申し込みの口座から自動振替します。

◆納付場所について（納付書で納付する方）

- ・村上市役所本庁、各支所、上海府連絡所
- ・第四北越銀行、大光銀行、きらやか銀行、村上信用金庫、新潟県信用組合、新潟県労働金庫、北新潟農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニエンスストア

※納付可能なコンビニは納付書裏面に記載されていますので御確認ください。納付期限の過ぎた納付書はコンビニで納めることができませんので、上記の納付場所で納めてください。

◆納め方の変更について

- ・納め方を納付書から口座振替に変更できます。変更する場合は、振替する口座の預金通帳と通帳の届出印をお持ちになり、市内金融機関、市役所税務課・各支所地域振興課市民生活室・上海府連絡所の窓口で手続きをしてください。
- ・国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は、『特別徴収』（年金からの天引き）の対象者となっても手続きすることで口座振替での納付に変更することができます。ただし、介護保険料は現在のところ、この変更はできませんので御了承ください。

『介護保険料納入(更正)通知書 兼 特別徴収開始(停止)通知書』について

『介護保険料納入（更正）通知書 兼 特別徴収開始（停止）通知書』の見方につきましては、下図を御覧ください。
※下図は、『所得段階が第5段階、特別徴収（年金天引き）による納付』の方が「7月に転出」した場合を例にして説明しています。

例

口座振替を申し込んでいる方は、納期限の日に口座から自動振替します。
お申し込みの金融機関名や口座番号等です。
なお、口座番号は個人情報保護のため、下3桁を隠しています。

※口座振替をお申し込みの方はには納付書は同封しておりません。

令和 7 年度

介護保険料納入（更正）通知書 兼 特別徴収開始（停止）通知書
介護保険料が下記のとおり決定（変更）いたしましたので通知します。

被保険者番号	9999999999	世帯番号	99999999
被保険者氏名	村上 太郎		
生 年 月 日	昭和28年10月〇日	性別	男

下記に記載のある方は口座振替による納付です。

金 融 機 関	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

決定（変更）理由	転出
徴 収 方 法	普通徴収（特徴中止）
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金

年間保険料額	18,900 円
--------	----------

【保険料額】

月	期	決 定 額		変 更 前 の 額		普通徴収の場合の納期限
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
4月		12,400	—	12,400	—	
5月		—	—	—	—	
6月		6,500	—	12,400	—	
7月		—	—	—	—	
8月	第2期分	0	0	12,700	0	令和7年9月1日
9月	第3期分	—	0	—	0	令和7年9月30日
10月	第4期分	0	0	12,700	0	令和7年10月31日
11月	第5期分	—	0	—	0	令和7年12月1日
12月	第6期分	0	0	12,700	0	令和8年1月5日
1月	第7期分	—	0	—	0	令和8年2月2日
2月	第8期分	0	0	12,700	0	令和8年3月2日
3月	第9期分	—	0	—	0	令和8年3月31日
計		18,900	0	75,600	0	
合 計 額		18,900		75,600		
減 免 額						

【保険料算定の根拠】

	決 定	変更前
合計所得金額	0 円	0 円
年金収入額	850,000 円	850,000 円
本人の課税状況	非課税	非課税
世帯の課税状況	課税	課税
老齢福祉年金	なし	なし
その他の事由		

【所得段階】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
決定	5	5	5									
変更前	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

＜お問い合わせ先＞
村上市税務課市民税室 TEL 0254-75-8949(直通)

「決定（変更）理由」欄には今回、介護保険料が決定された理由を記載しています。

「徴収方法」欄には介護保険料の納め方を記載しています。

『特別徴収』の場合、「特別徴収義務者」欄には年金支払者（厚生労働大臣や共済組合など）、「特別徴収対象年金」欄には天引きされる年金の種類（老齢基礎年金など）を記載しています。

今回決定された令和7年度分の介護保険料額です。

『特別徴収』
支給される年金からの天引きで保険料を納付することをいいます。年金が口座に振り込まれる前に、あらかじめ保険料を天引きします。
『普通徴収』
納付書または口座振替により、保険料を納付することをいいます。

記載されている数字は、月ごとに該当する保険料の所得段階（第1段階から第13段階）を表しています。
それぞれの所得段階の説明や年間保険料額等については、4ページの『令和7年度 第1号被保険者 介護保険料段階別金額表』を御覧ください。
「決定」欄には今回の介護保険料変更のもととなった所得段階及び加入期間を記載しています。

「決定額」欄には、今回の変更理由によって変わった後の保険料の納め方を記載しています。

令和7年度介護保険料額の決定のもととなる令和6年中の合計所得金額や年金収入額（障害年金や遺族年金などの非課税年金は除く）、令和7年度の市民税課税状況等です。
「決定」欄には今回の介護保険料変更のもととなった所得金額等を記載しています。

その他

- 普通徴収のうち、納付書で納める方は、同封の納付書で期限内に納めてください。
- 納入通知書や領収証書は再交付できませんので、大切に保管してください。
- 住所を変更された方は市役所市民課・各支所地域振興課市民生活室で至急手続きをしてください。